1　年　保　存

秘
有　・　無制限
平成 22 年 10 月 12 日から 平成 23 年 10 月 11 日まで

基監発 1012 第 1 号
平成 22 年 10 月 12 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局監督課長
（契　印　省　略）

平成 22 年度「労働時間適正化キャンペーン」期間における重点監督の実施について

「労働時間適正化キャンペーン」期間（以下「期間」という。）の実施については、平成 22 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 3 号「平成 22 年度労働時間適正化キャンペーンの実施について」により指示されているところであるが、「平成 22 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領」に基づき、期間（11 月）中に長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消に係る重点監督を実施することとするので、下記事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1　各署において期間中に計画している定期監督[redacted]を実施する場合は、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消を重点事項として、その実態を確認し、関係通達に基づき確実な指導を行うこと。

この場合、平成 20 年 3 月 7 日付け基監発第 0307001 号「当面の長時間労働の抑制のための対策における監督指導等の実施について」（以下「内かん」という。）に基づく監督指導の対象となる事案については、期間中に優先的に監督指導を実施するよう配意すること。

また、内かん記の２の(3)に基づく措置についても漏れなく行うこと。

2　本監督指導を実施した全数について、別紙１の監督付表を作成すること。

3　本監督指導の結果については、平成 22 年 12 月 15 日（水）までに、全件数について労働基準行政情報システムに確実に入力するとともに、入力する際には、監督復命書画面の「監督結果情報１」のタブ画面の「特別監督対象１」から「一斉

（調査的）１」を確実に選択すること。

4　局においては、署において作成した監督付表の写を取りまとめ、平成 22 年 12 月 22 日（水）までに本省監督課あて送付すること。

5　本監督指導において、平成 18 年 3 月 17 日付け基監発第 0317002 号・基安労発第 0317001 号・基勤企発第 0317001 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」の別紙の指導文書を交付した事案（指導文書の記の１から４までの事項を指導したものに限る。）のうち、平成 23 年 2 月末日までにその改善状況が報告されたものについて、別紙２により取りまとめ、平成 23 年 3 月 18 日（金）までに本省監督課監督係あてメールにより報告すること。

長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の解消に係る監督付表

（　　）局（　　）署

1　事業場の属性（選択する項目（※）については、該当するものに✓印を付すること。）

事業場名						
業　　種（報告例規）	大分類	中分類	小分類	業		
労働者数※	□ 1～9人	□ 10～29人	□ 30～49人	□ 50～99人	□ 100～299人	□ 300人以上
企業全体の労働者数※	□ 1～9人	□ 10～29人	□ 30～49人	□ 50～99人	□ 100～299人	□ 300人以上
労働組合の有無※	□ 過半数組合あり		□ 過半数組合なし		□ 労働組合なし	

2　労働時間管理の方法（該当するものに✓印を付すること。部署等によって違う場合は、複数回答可。）

□①　自己申告制
□②　使用者が自ら現認することにより確認し、記録
□③　タイムカードを基礎に確認し、記録
□④　ICカード、IDカードを基礎に確認し、記録
□⑤　パソコン入力を基礎に確認し、記録
□⑥　その他（　　）

3　労働時間適正把握基準に係る状況（該当するものに✓印を付すること。以下同じ。）

(1) 労働時間適正把握基準に係る指導票交付の有無
□有　□無

(2) 「有」の場合の指導事項（複数回答可）
□①　基準２の（1）関係（始業・終業時刻の確認及び記録）
□②　基準２の（3）ア関係（適正な自己申告についての十分な説明）
□③　基準２の（3）イ関係（実態調査の実施）
□④　基準２の（3）ウ関係（適正申告の阻害要因の排除）
□⑤　基準２の（5）関係（労働時間を管理する者の職務）
□⑥　基準２の（6）関係（労働時間等設定改善委員会等の活用）

4　時間外労働協定に係る状況（該当するものに✓印を付すること。以下同じ。）

(1) 時間外労働協定締結の有無　　（特別条項の有無）
□有　□無　　□有　□無

(2) 特別条項の運用等について指導した場合の指導事項（複数回答可）
□①　特別条項付き協定に定める特別の事情により行われたものでないこと
□②　特別延長時間を超えていること
□③　特別延長時間まで労働時間を延長できる回数（月数）を超えていること
□④　特別延長時間まで労働時間を延長できる手続が適正に行われていないこと
□⑤　限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率を定めていないこと
□⑥　時間外労働協定の締結当事者が労働者の過半数を代表する者である場合において、当該代表者の選出方法が労働基準法施行規則第6条の2第1項に規定する要件に適合していないこと

(3) 平成20年3月7日付け基監発第0307001号「当面の長時間労働の抑制のための対策における監督指導等の実施について」の記の２の(3)のイの(ｲ)に基づく指導の有無
□有　□無

5　時間外・休日労働の実績（過去6か月の実績が最も多い労働者について該当するものに✓印を付すること。）

□①　1月当たり45時間以下
□②　1月当たり45時間超え80時間以下
□③　1月当たり80時間超え100時間以下
□④　1月当たり100時間超え

6　平成18年3月17日付け基監発第0317002号・基安労発第0317001号・基勤企発第0317001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」に基づく指導状況（複数回答可）

□①　記の４の(2)のイの（ｱ）関係（80時間超え100時間以下である申出者に対する面接指導等未実施）
□②　記の４の(2)のイの（ｲ）a関係（100時間超え又は2ないし6月平均80時間超えの対象者に対する面接指導等未実施）
□③　記の４の(2)のイの（ｲ）b関係（100時間超え又は2ないし6月平均80時間超えの労働者を面接指導等非対象）
□④　記の４の(2)のイの（ｳ）関係（45時間超えかつ健康に配慮が必要な者に対する面接指導等未実施）
□⑤　記の４の(2)のウ関係（衛生委員会等における調査審議未実施）
□⑥　記の４の(2)のエ関係（面接指導等実施に係る方法・体制の整備等）

7　地域産業保健センター利用の教示（労働者数が50人未満の事業場に限る。）
□有　□無

別紙２

過重労働による健康障害防止に関する専用指導文書交付状況及び改善状況

（　　）局

	署	指導文書項目（記の１～４）				改善内容 ①残業制限、②業務負荷軽減、③人員増加、④配置転換、⑤その他（※該当する番号を記入すること。複数回答可。「⑤その他」については、簡潔にその内容を記入すること。）						備考
		1	2	3	4	①	②	③	④	⑤	記載欄	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

別紙２

過重労働による健康障害防止に関する専用指導文書交付状況及び改善状況

（　　）局

	署	指導文書項目（記の１～４）				改善内容 ①残業制限、②業務負荷軽減、③人員増加、④配置転換、⑤その他（※該当する番号を記入すること。複数回答可。「⑤その他」については、簡潔にその内容を記入すること。）						備考
		1	2	3	4	①	②	③	④	⑤	記載欄	
1	○○○○	**1**						**③**		**⑤**	**IDカードを導入し適正な労働時間の管理を行う。**	
2	○○○○		**2**			**①**						
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												